

高崎市告示第 303 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり廃止する旨、告示する。

この処分は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 28 年 9 月 7 日

高崎市長 富岡 賢治



1 廃止理由

高崎都市計画事業倉賀野西土地区画整理事業の施行に伴い、土地の区画及び形状を改めた結果、市の区域内の字の区域を廃止する必要が生じたため。

2 廃止内容

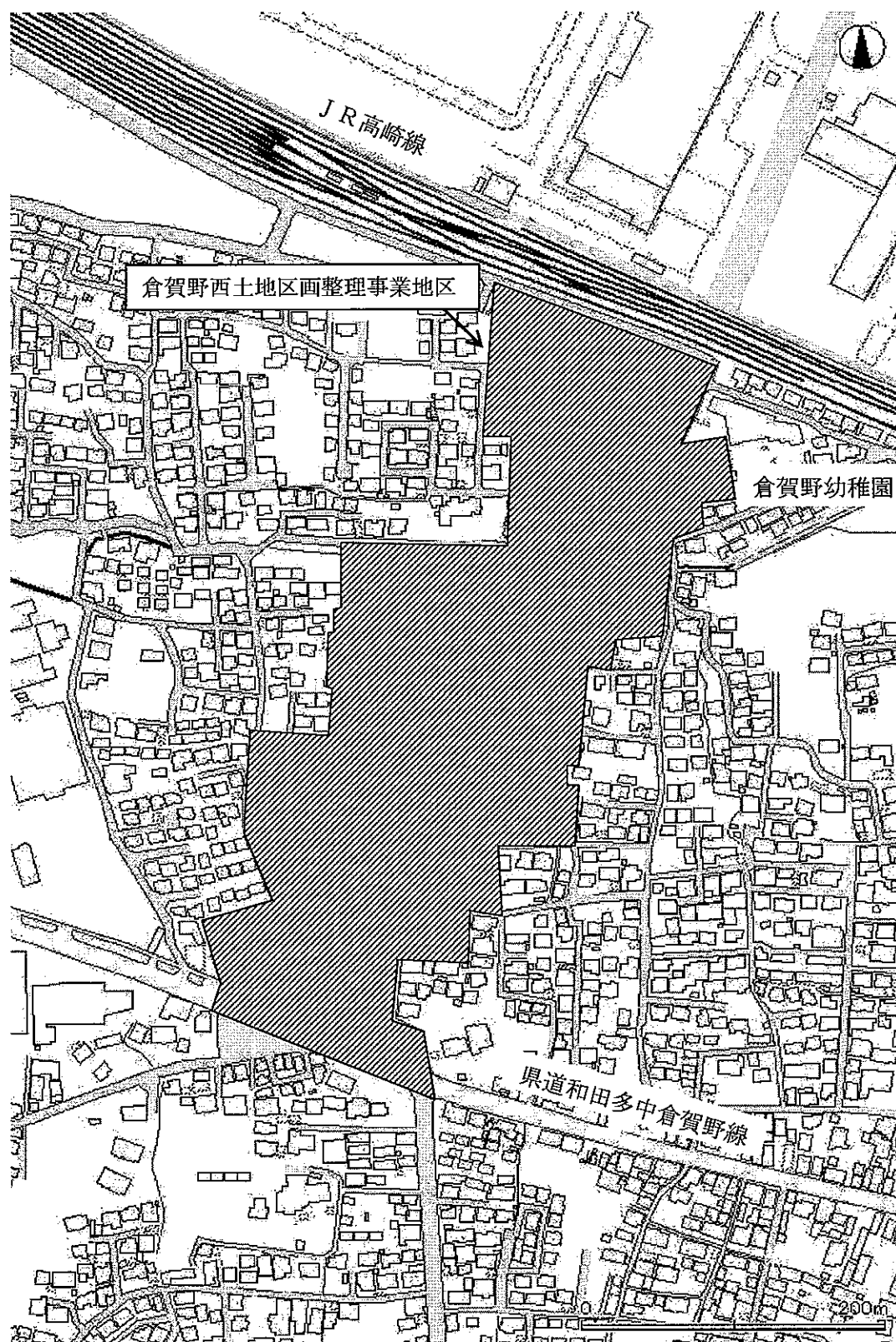
別紙のとおり

廃止調書

町	字	地番
倉賀野町	薬師前	812-7、814-2、817-4、818、819-2、819-5、860-13、861-2
	上稲荷前	869-1、869-2、870-1、870-2、871-1から871-6まで、872-1、872-2、873-1から873-5まで、甲874、乙874、875、876-2、877-1、877-3、877-7から877-9まで、877-11から877-30まで、886-8、886-9から886-15まで、886-17、897-10、900-3、901-1、901-3、902、903-1、903-2、904、905-1から905-3まで、906、907-1から907-3まで、908、909-1、909-6から909-11まで、909-20、909-21、912-1、912-2、913-1、913-2、914-1、914-2、915-1から915-14まで、916-1、916-2、917-1から917-5まで、918-1、918-2、919-1から919-6まで、920-1から920-4まで、921-1、921-3から921-8まで、乙922、922-4、923-1、923-2、924-1、924-2、925-2から925-6まで、929-1から929-10まで、930-1、930-2、932-1、932-3、932-5から932-7まで、933-1から933-3まで、933-6、933-8、935、935-2、937-1から937-5まで、938-1から938-15まで、938-17、938-18、938-20から938-25まで、938-28、938-29、939-1から939-13まで、939-17、940-1から940-3まで、941、942、942-2、943-1、943-2、944、945、946-1から946-3まで、947-1、947-2、948-1から948-3まで、948-5から948-7まで、948-9、948-10、949-1、949-2、950-1から950-4まで、951、952-1から952-3まで、953-1から953-3まで、954-1から954-3まで、955-1から955-5まで、957-1、957-2、958-1から958-5まで、959、960、961-1、961-3、961-6、964-4
	中稲荷前	974-1、975-2
	三本木	4230-1、4230-9、4230-10、4274-8、4275-2、4276-1、4276-8、4276-9、4279-1、4280-1、4280-2、4281-1から4281-5まで、4282-1から4282-12まで、4284-1、4284-2
	続橋	4286-1から4286-3まで、4287-1から4287-5まで、4288-1、4288-4、4289-1、4327-1、4327-3、4327-4、4327-6から4327-8まで、4328-3、4328-4、4328-9、4328-11、4329-1、4330-1、4330-16、4330-18、4330-19、4335-20
	三坊木	5342-1から5342-4まで、5344-1から5344-3まで、5345-1から5345-4まで、5346-1から5346-13まで、5347-1から5347-4まで、5348-1、5348-2、5349、5350-1から5350-4まで、5351-1から5351-4まで、5352、5353

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である国有地及び市有地の一部を含む。）の字を廃止する。

廃止位置図



廃止概要図

